

## 講演

## 台湾の民事訴訟法と民事司法の現状

陳 榮 宗

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| I はじめに           | 5 仲裁手続と手形訴訟の特別立法 |
| II 民事裁判所の組織      | IV 民事司法の現状       |
| III 民事訴訟法の特徴     | 1 法学教育と司法試験      |
| 1 第1審訴訟手続の特点     | 2 民事訴訟事件の統計      |
| 2 請求の放棄と認諾について   | 3 民事訴訟法の改正       |
| 3 当事者恒定主義の原則について | V おわりに           |
| 4 人事訴訟手続の規定      |                  |

## I はじめに

台湾の民事訴訟法は1935年7月1日国民党政府により制定され、中国大陸で施行されたものである。日本の民事訴訟法とドイツ民事訴訟法の影響を受けており、日本法・ドイツ法と同様な規定が多数存在する。しかし台湾の民事訴訟法は60年の実務経験と法律改正もあったので、日本とドイツの民事訴訟法と異なるところもあり、日本の学者からみると興味をひく点もあると思う。はたして台湾の民事訴訟法にはどのような特色があるのか、また裁判の実態は日本とどのように違うか、これ等の点を中心にしながら、台湾の民事訴訟法と民事司法の現状について紹介したいと思う。

私は、中村英郎教授とドイツの民事訴訟法学会でよく一緒になり、長い間友人としてお付き合いしてきました。この度早稲田大学のお招きをうけ台湾の民事訴訟法についてお話をすることができるのは、私にとって大変光栄です。日本と台湾の法律文化交流のために、何か役にたつことができれば幸いです。

## II 民事裁判所の組織

民事訴訟手続は裁判所で行うから、まず台湾の民事裁判所制度を知る必要がある。台湾の国民党政府は、中国本土での共産党との内戦で、1949年中国大陸を失い台湾に撤退してきた。現在台湾政府の支配できる領土は、台湾・金門・馬祖に限られており、したがって裁判所の土地管轄権はこの3つの土地しかない。

台湾の裁判所の審級制度は最高法院・高等法院・地方法院の3級からなっている。最高法院は昔南京にあったが、現在は台湾の台北にある。最高法院は全国に1つしかないが、しかし高等法院は各省に1つある。昔は全国に35ヶ所の高等法院があったが、現在は台湾省の高等法院とその分院、すなわち花蓮分院・台中分院・台南分院・高雄分院の5つ、ならびに福建省の福建高等法院金門分院1つしか残っていない。

地方法院は原則として、各県ごとに1つずつあるが、領域の広い県や市はその外に1つの地方法院や分院をおいている。日本は地方裁判所の下級審として簡易裁判所があり、またドイツには区裁判所(Amtsgericht)があるが、台湾にはそのような下級裁判所は存在しない。すなわち、台湾はドイツや日本の4級3審制度をとらず、3級3審制度をとっている。しかし台湾は1990年頃から簡易訴訟手続の事件を取扱うために、地方法院の中に簡易法廷を設けた。最初の頃は、簡易法廷は同じ地方法院の所在地においたが、後に別の場所にも簡易法廷を作り、訴訟当事者の交通上の便利をはかっている。注意すべきことは、台湾の簡易法廷は、ドイツの区裁判所や日本の簡易裁判所のように独立した地方裁判所の下級裁判所ではないことである。簡易訴訟手続事件の審判は、地方法院の裁判官1人で簡易法廷を構成し、審判を行う。簡易法廷の判決に対する控訴事件の審判は、地方法院の裁判官3名で合議法廷を構成し、審判を行う。すなわち、地方法院においては、2種類の事件を取扱っている。1つは簡易法廷の事件で、もう1つは地方法院の通常訴訟事件である。地方法院の通常訴訟事件は、高等法院を控訴審として、最高法院を上告審とする。しかし簡易法廷の事件は原則として、地方法院の合議法廷を最終審にしている。例外として高等法院の審判を経ずに、直接最高法院に上告することができる(民法436条の2)。

前に述べたように、地方法院の簡易法廷と合議法廷の控訴審の関係、ならび

に最高法院への上告制度は、1990年8月20日の民事訴訟の一部改正により、ドイツ法と日本法に例のない形で作りあげた審判制度である。この新しい制度は、多くの弁護士から非難を浴びている。非難の主な理由は、同じ地方法院の裁判官が2つのグループに分かれて、事件の下級審と上級審の審判をすることにある。簡易法廷の事件について、形式的には控訴審をおいているが、同じ地方法院の中に裁判官3名の合議法廷を作り、控訴事件を審判させることは、事実上一審制度と変わらないし、控訴制度の機能を発揮できない。従来の控訴制度は、下級審の地方法院と上級審の高等法院が、別々に簡易訴訟事件の第1審と控訴審の審判をするところに、実際上の審級制度の機能を発揮することができ、また控訴人の手続保障が全うされた。ところが1990年の簡易訴訟手続の改正により、控訴人の手続保障は事実上奪われてしまった。

台湾の裁判所組織として、地方法院は単独制を原則としている。重大事件の場合に例外として合議制を併用する。ただし、地方法院の簡易法廷は常に単独制である。高等法院は常に3人の裁判官からなる合議制で、最高法院は常に5人の裁判官からなる合議制をとっている。最高法院は日本の最高裁判所のように、小法廷や大法廷の制度をとっていない。台湾の最高法院には現在7つの民事法廷と、10の刑事法廷がある。裁判官は全員で85名である。訴訟事件の数の増減によって、時には裁判官の人数が増えたり、または少なくなったりすることがある。最高法院の裁判官は、司法院の人事審議委員会の審査により、高等法院の裁判官から選任される。

日本の最高裁判所は司法の最高機関であるから、民事事件と刑事事件のほかに、行政事件と憲法違反の事件も取扱うが、台湾の最高法院はあらゆる司法事件の最高機関ではない。最高法院は民事事件と刑事事件の最終審法院であるが、行政訴訟事件と憲法問題の事件を審判することはできない。行政訴訟事件は別に行政法院が審判を行うし、憲法問題の事件は、司法院の中に大法官会議があり、17名の大法官からなる合議体で憲法違反の問題を審議する。元来、大法官は一般の裁判官と違い、法廷を作り裁判の形で憲法解釈をすることはなかったが、1994年から司法院は大法官の法廷を作り、両方の当事者を法廷に呼び出して弁論をさせることになった。そればかりではなく、大法官会議は、民事、刑事、行政訴訟事件の最終判決に関する憲法違反の問題の解釈も取扱うので、ある意味では実質上の第4審の裁判所になった。司法院の大法官は憲法の規定により、政府の総統が大法官を選任して、国民代表大会の同意を得て任命する。大法官の出身は、職業裁判官に限らず、政治家・行政官・大学の法学教授など

から選任するのが普通である。

### III 民事訴訟法の特徴

#### 1 第1審訴訟手続の特点

(1) 調解手続における強制調解制度 台湾の民事訴訟法の第1審訴訟手続には、法院の調解手続が規定されている。第1審の訴訟事件は、法院の調解手続を予め行う訴訟事件と、調解手続をせず直接起訴できる訴訟事件の2種類に分けることができる。前の種類を「強制調解事件」と称する。当事者が強制調解事件を直接法院に起訴すると、法院は決定をもって訴訟を却下する。強制調解事件は主に人事訴訟事件からなる。例えば、離婚訴訟・夫婦同居の訴え・縁組終止の訴え（民訴法577・587条）がそれである。財産権に関する訴訟事件については、原則として簡易訴訟手続を適用すべき事件（民訴法427条）は、法院の強制調解をしなければならない（民訴法403条）。しかし民事訴訟法は例外の場合をたくさん規定しているので、実務として、法院の調解手続を利用する財産権上の訴訟事件はほとんどない。

法院の強制調解制度については、1985年台湾の民法の協議離婚に関する改正があった時から問題が生じている。民法改正前の協議離婚の要件は、夫婦が証人2名の立会いで協議離婚の書面を作れば、協議離婚は成立し、また同時に離婚の効力が発生した。民法改正後の協議離婚要件によれば、上述の要件のほか、戸籍登記役所で離婚登記をしなければならない。したがって離婚登記をしなかった協議離婚は離婚の効力を生じない。この民法改正につき、民法学者の間に、離婚登記の要件は離婚成立要件かまたは離婚効力発生要件かという問題について学説上の争いがあり、民事訴訟法学者の間でも議論になった。一部の学者と司法院第一庁の意見によれば、民法1050条の協議離婚要件に関する規定の改正後にあつては、法院の裁判官により離婚の調解をすること、または訴訟手続中で訴訟上の離婚和解をすることはできない。このような解釈をした理由は、法院の裁判官による調解手続中の離婚と訴訟手続中の離婚を私法上の性質に属する協議離婚とみとめて、離婚登記の要件を必要とすることである。この司法院第一庁の解釈により、現在の裁判実務は、調解手続で離婚調解をしえないことになり、また訴訟手続中も裁判官は当事者のために訴訟上の離婚和解をしないことになった。このようなことで、現在台湾の法院でできることは、裁

判離婚の1種類に限られている。私はこのような意見に反対である。離婚の実務から見て、法院で離婚調解または訴訟上の離婚和解を成立させることは、離婚の判決よりもはるかにすぐれているにもかかわらず、法院の裁判官は当事者のために離婚の調解や和解をすることができず、残念なことである<sup>(1)</sup>。

(2) 簡易訴訟手続における事件の内容と裁判手続の特点 台湾の民事訴訟法の第1審訴訟手続には、日本と同じように、簡易訴訟手続が規定されている。しかし台湾は日本法のような簡易裁判所がないので、地方法院の簡易法廷で事件の審判をするし、簡易訴訟事件の控訴は、同一地方法院の合議法廷で審判を行う。日本の簡易裁判所で取扱う民事事件は、訴訟の目的の価額が90万円を超えない請求に限っているが、台湾の簡易訴訟事件は2種類に分けることができる。1つは訴訟の目的の価額が10万元（約日本円40万円に相当する）を超えない請求、他の1つは請求の価額にかかわらず、訴訟事件の性質により迅速に解決しなければならない事件、または日常生活上のこまかい事件、例えば、旅館代、食事代、部屋代、手形と小切手の請求権、無尽関係の請求権などである。これらの事件や定期給付の利息債券、扶養料、退職金などの訴訟事件は、請求の価額に関係なく、簡易訴訟事件として、簡易訴訟手続で審判される（民法法427条）。

第1種類の訴訟事件は問題になることはないが、第2種類の訴訟事件の中で、問題になっているものがある。例えば、手形と小切手の請求金額が非常に大きい場合に、簡易訴訟手続で訴訟を進行すると、地方法院の2審で終結するので、上訴手続を利用できる審級が1つ少なくなる。このようなことは、当事者にとって手続保障が十分でないことである。しかも高等法院と最高法院の経験を積んだ裁判官の手で審判することができないし、地方法院の裁判官で簡単に審判され、問題である、と弁護士・当事者の双方が非難する。

## 2 請求の放棄と認諾について

台湾の民事訴訟法384条は請求の放棄と認諾について規定する。日本の民事訴訟法203条の規定と違うところは、日本法は当事者請求の放棄または認諾の意思表示を裁判所の調書に記載することで足りるが、台湾法の規定によれば、裁判所は、当事者が口頭弁論のときに訴訟物の放棄または認諾をした場合、その放棄または認諾に基づいて、当事者の敗訴判決をしなければならない。裁判所は

(1) 陳栄宗「民法第1050條修正後法院所為調解離婚与訴訟和解離婚之性質与効力」法学叢刊第135期。

職権により当事者の敗訴を判決することができ、申立てによることを必要としない。この点は日本の旧民事訴訟法229条の規定と違うところである。また台湾の民事訴訟法389条の規定によれば、裁判所は被告の認諾に基づいて敗訴の判決をした場合、職権により仮執行の宣言をしなければならない。当事者が放棄または認諾をした場合に、裁判所は調書の記載で訴訟を終了するか、あるいは敗訴の判決で訴訟を完結するかの問題は、法政策の問題である。どのような法政策が良いかは、一概に言いにくい。

### 3 当事者恒定主義の原則について

台湾の民事訴訟法254条は訴訟当事者恒定主義の立法例をとる。ドイツ民事訴訟法265条および266条の規定内容と比較して、台湾の法規定はそれほど詳しくないが、ドイツと台湾は同じく当事者恒定主義の原則をとっている。日本では、昭和6年頃、兼子一教授の「訴訟承継論」の論文により、日本民事訴訟法73条と74条の解釈をもとに、訴訟承継主義の法制度であることをあきらかにしてから、判例と通説は訴訟承継主義の見解をとった。立法論として、当事者恒定主義と訴訟承継主義のどちらがすぐれているのか問題がある。しかしドイツ現行法の当事者恒定の立法例は、原則規定のほかに、種々の例外規定をもって、訴訟承継をみとめる。したがって、ドイツ民事訴訟法265条、266条と325条の規定は、事実上絶対的当事者恒定主義と訴訟承継主義との折衷主義である。絶対的当事者恒定主義の立法例は、ローマ法とドイツ普通法の時代しかなかった。ドイツ現行民事訴訟法は実は相対的当事者恒定主義の立法である<sup>(2)</sup>。

台湾民事訴訟法254条の規定によれば、訴訟係属中にその訴訟の目的たる法律関係が第三者に移転したときでも、それは訴訟に影響しない。第三者は訴訟の相手方の同意を得た場合、当事者に代替して訴訟を引受けることができる、または54条の規定によって起訴することができる。同法401条の規定によれば、確定判決は、当事者のほかに、訴訟係属後の当事者の承継人ならびに当事者または承継人のため請求の目的物を占有する者に対しても、その効力を有す。他人のため原告または被告と為りたる者に対する確定判決は、その他人に対しても効力を有す。前2項の規定は、仮執行の宣言にこれを準用す、とされている。台湾民事訴訟法254条、401条は、ドイツ民事訴訟法265条、325条の規定と同様に、訴訟係属の時点をも唯一の基準時として、特定承継の存否を見分ける。しか

(2) 陳榮宗「訴訟係属中当事人譲与係争物所引発之法律問題」法学叢刊第155期。

し日本民事訴訟法73条、74条規定の権利義務の承継の時点は訴訟係属を基準時として、201条の規定は口頭弁論終結時を基準時にする。したがって日本では、訴訟係属と口頭弁論終結の中間時期に、訴訟物たる権利、義務の移転があった場合、この実体法上の承継人は口頭弁論終結後の承継人ではないから、既判力は当該承継人に及ぶか否かの問題がある<sup>(3)</sup>。この点について、台湾民事訴訟法とドイツ民事訴訟法は、当事者恒定の原則と訴訟係属を唯一の基準時にすることにより、問題にならない。

#### 4 人事訴訟手続の規定

台湾の人事訴訟手続は、民事訴訟法の第9編に規定されている。規定の内容は、第1章婚姻事件手続、第2章親子関係事件手続、第3章禁治産事件手続、第4章死亡宣告事件手続に分けられる。これらの規定は大体ドイツ民事訴訟法と同様である。後にドイツでは死亡宣告事件手続を民事訴訟法の規定から取り除いて、別のVerschollenheitsgesetz（失踪法）を作った。しかし台湾はそのままにしている。

台湾の人事訴訟手続に規定する婚姻事件の訴訟は、民事訴訟法568条の規定によれば、婚姻無効の訴え、婚姻取消の訴え、婚姻成立不成立の訴え、離婚の訴え、夫婦同居の訴えの5種類である。親子関係事件の訴訟は、民事訴訟法583条、養子縁組無効の訴え、養子縁組取消の訴え、養子縁組成立不成立の確認訴訟、離縁の訴えを規定する。民事訴訟法589条に、子の否認の訴え、子の認知の訴え、認知無効の訴え、認知取消の訴え、母の再婚により生まれる子の父を定める訴えを規定する。これらの訴訟の種類は民法に実体的規定が存在することによる。しかし協議離婚の無効、協議離婚の取消、婚姻成立不成立について、民法に実体的規定がなく、そのような訴訟を提起できるか否か、解釈上の問題を残している。また婚姻無効の訴えと婚姻成立不成立の訴えはどのような関係になるか、婚姻無効の訴えは確認訴訟かまたは形成訴訟かの問題も、最近台湾の民事訴訟法の改正を機会に、学者の議論になっている<sup>(4)</sup>。

台湾の民事訴訟法はドイツ民事訴訟法を母法にしているので、ドイツ民事訴訟法の規定は、以上に述べた問題の解釈をするのに大いに役立つ。私は台湾民事訴訟法247条に規定する法律関係成立不成立の訴え、ならびに同法568条の婚

(3) 畑郁夫「承継参加と引受参加」演習民事訴訟法（青林書院）742頁。

(4) 最高法院院學術研究会叢書（3）民事訴訟法修正草案之析述与研討41頁以下、97頁以下、100頁以下、105頁以下。

姻成立不成立の訴えの規定は、法律用語としてドイツ法の用語を誤訳していたことに気付いた。ドイツ民事訴訟法256条は Auf Feststellung des Bestehens oder Nichtbestehens eines Rechtsverhältnisses の用語を使っているし、同法638条も für eine Klage, welche die Feststellung des Bestehens oder Nichtbestehens einer Ehe の用語を使っている。Bestehen oder Nichtbestehen は「存在不存在」と訳さなければならない。これを「成立不成立」と訳することに錯誤があった。というのは、「成立不成立」の用語は、ドイツ語では Entstehen oder Nichtentstehen である。したがって台湾民事訴訟法247条に規定する「法律関係成立不成立確認の訴え」は、「法律関係存在不存在確認の訴え」と訳さなければならないし、同法568条に規定する「婚姻成立不成立の訴え」は実は「婚姻存在不存在の訴え」に訳さなければならない。このように用語を正確に使うことにより、協議離婚無効や協議離婚取消の場合に、法にこの種類の訴訟の規定がなくても、当事者は「婚姻存在の訴え」をもって問題を解決することができる。また「婚姻存在不存在」の概念を使うことにより、婚姻無効の訴えは形成訴訟であることが明確に解釈できるし、離婚無効の訴えを確認訴訟と解釈する余地がなくなる。

## 5 仲裁手続と手形訴訟の特別立法

台湾の民事訴訟法は、ドイツ民事訴訟法や日本民事訴訟法のように、仲裁手続を規定することをしなかった。1961年、国民党政府は台湾ではじめて「商務仲裁条例」の特別法を制定した。この法律の特色として、日本の仲裁手続規定にない仲裁手続中の和解と調解の規定をおいたことをあげることができる。商務仲裁条例28条の規定によれば、仲裁人は仲裁判断をするまでに、仲裁事件の和解を行うことができる。和解が成立すれば、仲裁人は和解書を作るし、和解の効力は仲裁判断と同じ効力を有する。ただし和解内容の強制執行は、申立てにより裁判所の執行決定を得て行うことができる。

仲裁手続中の調解は、1986年商務仲裁条例の改正の時に、新しく規定したものである。この規定をした理由は、台湾社会に国際貿易の紛争がたくさん発生していること、ならびにこの種の紛争当事者は予め仲裁契約を締結することを知らないという事情である。改正前の商務仲裁条例によれば、この種の紛争当事者は仲裁人による仲裁手続をとることはできないし、調解もできなかった。このような事情に直面して、法律改正が必要になり、政府は商務仲裁条例28条の1と28条の2を規定した。この2カ条の規定によれば、国際貿易紛争の当事

者間に仲裁契約がなかった場合、商務仲裁協会は、当事者の一方の申立てにより、ならびに相手方の同意を得ることにより、両方の当事者のために仲裁人を選任して、仲裁手続中の調解をさせることができる。調解が成立すると、仲裁人は調解書を作成し、調解の効力は仲裁手続中の和解と同じ効力を有する<sup>(5)</sup>。

台湾の民事訴訟法は、ドイツ民事訴訟法や日本民事訴訟法のように、手形と小切手の訴訟手続を民事訴訟法の中に規定しなかった。台湾は債権者に約束手形の請求権の執行名義を早く取らせるため、票法123条と非訟事件法100条の規定を設けている。これらの規定によれば、裁判所は債権者の申立てにより、約束手形の振出人に対して強制執行の決定を命ずることができる。票法123条と非訟事件法100条の規定は、実務にとって大変有用である。

#### IV 民事司法の現状

台湾の民事司法の現状について、まず大学の法学教育と司法試験を紹介し、次に民事訴訟事件の統計を見た上、最後に台湾の民事訴訟法の改正問題について若干説明することにする。

##### 1 法学教育と司法試験

台湾の法学教育は主に法学部のある大学で実施される。現在法学部のある大学は8カ所ある。法学部を昼間部と夜間部に分ける大学が6カ所ある。法学部の学生は4年の法学教育を受けて卒業する。1993年の統計によれば、台湾全部の法学部在学学生は7,519名である。その内国立台湾大学の昼間部に759名、夜間部に286名在学する。その他の大学在学学生は次の通りである、国立政治大学昼間部575名。国立中央大学昼間部755名、夜間部308名。国立中正大学昼間部40名。私立東海大学昼間部509名、夜間部92名。私立輔仁大学昼間部807名、夜間部227名。私立東呉大学昼間部718名、夜間部624名。私立中国文化大学昼間部477名、夜間部226名。法学部学生の性別を見ると、男性は4,149名、女性は3,270名。日本の大学の法学部とは異なり、台湾の大学の法学部に女性の人数がいかに多いかが分かる。法学部の卒業生は1992年の統計によれば1,599名、その内に男性805

(5) この問題につき、1992年8月、名古屋大学で「台湾の商事仲裁と実情」と題して講演したことがある。詳細は JCA ジャーナル1993年4月号と5月号を参照していただきたい。

(6) 教育部統計所編、中華民国大專院校概況統計82学生度。

名、女性794名である<sup>(6)</sup>。

台湾の司法試験は司法官試験と弁護士試験を分けて別々に試験を行う。法学部の卒業生は司法試験を受ける資格がある。また司法人員検定試験に合格した者も司法試験を受ける資格をもつ。1988年から1992年まで5年間の統計によれば、司法官試験の参加者と合格者の数は以下の通りである。1988年参加者4,638名、合格者184名。1989年参加者4,077名、合格者203名。1990年参加者4,824名、合格者225名。1991年参加者6,212名、合格者215名。1992年参加者6,511名、合格者265名。合格率は約5パーセントになっている。弁護士試験は1988年までは非常に合格率が低かった。例えば1988年に弁護士試験の参加者2,644名で、合格者はたった16名であり、合格率は0.75パーセントである。弁護士試験があまりにも厳しかったために、法学部の入学生は一時少なくなったことがある。政府はこのことで非難され、また台湾の政治環境も1988年から前より自由と民主化になり、法律の勉強も大切にされるようになった。そのおかげで、政府の政策は変わり、弁護士試験の合格者は最近の5年間に大量の数になった。最近4年間の統計を見ると、1989年参加者2,048名、合格者288名。1990年参加者3,472名、合格者290名。1991年参加者3,977名、合格者363名。1992年参加者4,323名、合格者349名。台湾は、最近5年間に急に約1,500名ほどの若い弁護士を社会に出したのである<sup>(7)</sup>。

台湾全国の司法官は全部で1,217名、その内男性は995名、女性は222名。最高法院の法官は85名、高等法院の法官は313名。行政法院の法官は30名。全国の地方法院の法官は合計689名<sup>(8)</sup>。台湾はこの30年間に大学の法学部に女子学生が多数入学したことにより、法官と弁護士になる女性がたくさん現われた。台湾の地方法院に行くと、法廷に現われる法官、検察官、弁護士、書記官、通訳が皆女性であることが、たまに見られる。このようなことは世界のどこにも例のないことと思う。

## 2 民事訴訟事件の統計<sup>(9)</sup>

台湾の人口は約2,100万人、司法官は全部で1,217名、司法官の内半分は民事事件を取扱うと考えて、台湾の民事訴訟事件の統計を紹介する。

まず1984年から1993年までの10年間、台湾の地方法院、高等法院、最高法院

(7) 考選部中華民國82年6月編印、中華民國考選統計。

(8) 司法統計、司法院秘書長葛義才の提供による。

(9) 司法院印行、中華民國82年司法案件分析。

が取扱った民事事件の件数を見ると、次の通りである。

法院 年度	地方法院	高等法院	最高法院
1984	475,638	19,953	5,711
1985	583,684	19,261	4,144
1986	507,706	18,614	4,004
1987	431,458	16,176	4,183
1988	401,499	14,462	4,071
1989	396,526	14,124	3,890
1990	490,993	14,189	4,365
1991	489,716	12,794	4,600
1992	478,384	13,501	4,859
1993	541,686	14,678	5,241

この統計の数字によると、台湾の地方法院は毎年平均約45万件以上の民事事件を取扱うし、高等法院は毎年平均約15,000件以上、最高法院は毎年平均約4,500件を取扱っている。

次に1992年の統計の数字で、事件内容を見ると、地方法院年間478,384件の内に訴訟事件は79,737件、支払命令97,415件、公示催告手続事件34,966件、保全手続事件17,014件、強制執行手続事件109,421件である。地方法院の訴訟事件79,737件の内に、人事訴訟事件は8,194件である。財産訴訟事件と人事訴訟事件の比率は約9対1である。人事訴訟事件として、特に注目すべき離婚事件は、1992年に2,263件で、その内夫が離婚を要求した件数は891件、妻が離婚を要求した件数は1,372件である。離婚を要求する方は妻の方が夫より多いことを示している。1984年から1993年までの10年間の統計を見ても、離婚を要求する方は妻の方が多く、毎年少しずつ増加する。その統計は次の通りである。

年度	離婚要求者		
	夫	妻	合計
1984	505	512	1,017
1985	515	572	1,087

1986	612	750	1,362
1987	663	685	1,348
1988	678	771	1,449
1989	695	874	1,569
1990	832	1,101	1,933
1991	861	1,121	1,982
1992	891	1,372	2,263
1993	950	1,515	2,465

妻が離婚の要求をする原因は、主に虐待と遺棄である。夫が離婚の要求をする原因は遺棄である。しかし遺棄を離婚の要求の原因にするのは夫の方が妻よりも多い。例えば1993年の統計によれば、夫が遺棄を理由として離婚を要求した件数は850件であるが、妻の方は487件だけである。

1992年度に高等法院と最高法院の取扱った民事事件の内容を見ると、高等法院は13,501件の民事事件を取扱い、その内控訴事件は6,408件、抗告事件は3,943件、その他の事件は3,150件。最高法院は1992年に合計4,859件の民事事件を取扱った。その内上告事件は3,342件で、抗告事件は593件、その他の事件は923件である。最高法院の法官は、日本の最高裁判所の裁判官のように調査官をもたないので、いかに仕事の負担が重いかが分る。

### 3 民事訴訟法の改正<sup>(10)</sup>

台湾の民事訴訟法は1932年施行後に、部分的改正を前後8回した。しかし台湾の社会変化と国際現状に直面して、現行民事訴訟法を全面的に改正する必要がある。政府は1983年に民事訴訟法研究修正委員会を設け、法律改正の作業をはじめた。1992年10月までに合計423回の改正研究会を開き、条文318カ条を訂正し、新しい条文45カ条を作り、条文12カ条を削除して、最初の民事訴訟法改正草案が完成された。1993年7月に最高法院學術研究会、財団法人民事訴訟法研究基金会、財団法人台大法学基金会の協同開催により、民事訴訟法修正草案研究討論会を開き、法曹会で改正草案について討議をした。その後民事訴訟法

(10) 中華民國81年12月司法院印，民事訴訟法修正草案初稿条文暨說明。中華民國82年9月最高法院學術研究会編印，民事訴訟法修正草案之析述与研討。中華民國83年6月司法院印，民事訴訟法修正草案初稿補訂條文暨說明。

研究修正委員会は引続き改正研究会を開き、1994年6月に、民事訴訟法修正草案初稿補訂条文暨説明を作り、補充文献として発表した。今回の民事訴訟法の改正は規模が大きく、改正内容が多いために、詳しいことを紹介することは難しいので、若干の事項について簡単に述べることにする。

(1) 選定当事者制度の利用を拡大すること 現代社会における公害事件はたくさんの被害者を出す。現行法の選定当事者制度だけでは、被害者を十分に保護することができない。改正草案44条の1と44条の2は、公益社団法人によって社員の利益のために被害者訴訟を提起することを規定する。

(2) 最高法院の訴訟事件に限り弁護士強制制度を導入すること 最高法院の上訴事件は法律問題を審理の内容とする。法律専門家としての弁護士でなければ、訴訟を順調に進行することができない。改正草案68条、466条の5、466条の6、466条の7はこの点について、最高法院における弁護士強制の規定と敗訴当事者の弁護士費用の負担を規定する。

(3) 訴訟費用の規定を全部、民事訴訟の総則に移行すること 現行民事訴訟法は訴訟費用の内容と計算の問題を規定しなかった。別に民事訴訟費用法でこの問題を規定する。実務上の便宜をはかるために、今回の改正は民事訴訟費用法の規定を全部、民事訴訟法の総則に移行して規定する（改正草案77条の1から77条の25まで、79条、80条の1、94条の1、103条、104条、106条、110条、114条）。

(4) 国際民事訴訟事件についての裁判所の適切な措置 当事者の訴訟事件が既に外国の裁判所に係属した場合、もし同一訴訟を台湾で提起した時、裁判所は当該外国判決の台湾での承認可能性を考慮し、被告の利益を参考に、決定をもって台湾における訴訟手続を停止することができる（改正草案182条の2）。

(5) 準備程序の充実と口頭弁論の効果を強化すること 改正草案270条と第270条の1はアメリカの予審制度を参考に、法官の釈明権の範囲を拡大し、また準備手続を法廷で公開せずに進行することができる。改正草案196条、200条、213条の1は、当事者の攻撃防御方法の提出時期を適切に制限し、当事者の相手方に対する発問を容易にする。また法廷の記録を充実するために、調書のほかに、裁判所は当事者の申立てまたは職権により、録音器あるいはその他の器械設備を使用することを許す。

(6) 同一訴訟手続中に被告の反訴の強制制度を導入すること 改正草案259条、259条の1は、アメリカの強制反訴の制度を参考に、同一法律行為または同一事実に基づく権利義務が被告の相殺した後でも原告に対して余額があ

り、かつ請求できる場合、被告は原告に対し反訴を提起しなければならない。反訴の提起を怠るときは、口頭弁論終結後に、原則として、独立の訴訟を提起して給付の請求をすることはできない。

(7) 最高法院での口頭弁論を規定すること、ならびにドイツと日本の飛越上告制度を導入すること 改正草案474条は現行法の規定原則を削除して、最高法院での口頭弁論を規定した。また改正草案466条の4は、現行法に規定のないドイツと日本の飛越上告制度を導入する。

(8) 抗告期間を統一的に規定すること 現行法の抗告期間の規定は、原則として10日、例外の場合は5日であり、抗告期間が不統一のために、裁判所あるいは当事者は抗告期間を誤って、抗告手続をとることができなくなり、問題となっている。改正草案36条、100条、115条、333条、487条はこの点について、抗告期間を統一して10日にする。

## V おわりに

以上述べたように、台湾の民事訴訟法は日本の民事訴訟法と同じく、ドイツ民事訴訟法を母体として制定したにもかかわらず、60年の歳月と実務を経て、ドイツおよび日本の民事訴訟法と異なるところがたくさんある。台湾の民事司法の現状を見ても、台湾の社会は日本社会の事情と異なることにより、民事事件は種々の面で変わった様相を呈している。また台湾社会の発展に伴い、政府は民事訴訟法の改正草案を完成した。改正草案は、日本とドイツの現行民事訴訟法、ならびにアメリカ民事訴訟法を参考に、現在の国際社会と台湾社会に適応できるように力を入れたものである。

皆様の貴重な時間を費やして、私の話を聞いて下さいましたことに対し、私は心から深く感謝申し上げます。

- \* 本稿は、国立台湾大学教授陳榮宗氏が1994年5月19日、早稲田大学比較法研究所において行った講演の草稿に、同氏が後に若干補筆したものである。